

伝統的工芸品リブランディング事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う伝統的工芸品リブランディング事業を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

伝統的工芸品リブランディング事業委託業務

2 目的

長野県内には、国指定^{※1}7産地、県指定^{※2}21産地、計28産地の伝統的工芸品がある（以下、「県内伝統的工芸品」）。

近年、生活様式の変化や、安価な大量生産品の普及等により、需要は減少、担い手不足についても大きな問題となっている。本委託業務では、県内伝統的工芸品のブランド価値を再定義し、認知度を向上させ、県内伝統的工芸品産業の活性化及び良質な雇用創出を図るため、潜在力の分析及びターゲットの設定を行ったうえで、ブランド計画を作成することを目的とする。

※1：伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日 第57号）の規定により経済産業大臣の指定を受けた工芸品

※2：長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日 57工第30号）の規定により長野県知事の指定を受けた工芸品

3 実施場所

長野県

4 実施期間

委託契約の締結日から令和5年3月17日までとする。

5 業務内容

受託者は、長野県産業労働部産業技術課（以下、「県担当課」とする）が県内伝統的工芸品のブランディングを実施するために必要となる、以下の（1）～（6）の業務について実施する。

（1）伝統的工芸品の潜在力の分析

ブランディングを行うためには、まずは市場における商品の潜在力について調査・分析する必要がある。そのため、受託者は、以下の業務を実施する。

- ① 県内伝統的工芸品の市場における優位性（例：木曾漆器を使用する意義 等）や将来想定される新たな市場を具体的に調査・分析する。
- ② 他県と比較し、長野県の伝統的工芸品であることの優位性を具体的に調査・分析する。

（2）ターゲットの設定

効率的かつ効果的に県内伝統的工芸品の認知度向上させるためには、潜在力の分析を基に、市場における適切なターゲットを特定し、そこに対し重点的に魅力発信を行うことで、将来にわたる認知に繋げることが重要となる。そのため、受託者は、以下の業務を実施する。

- ① 県内、県外、国外等、県内伝統的工芸品の魅力を発信していくために最も効果的なエリアを調査・分析する。
- ② 世代、性別等、県内伝統的工芸品の認知度を大きく向上させるために最も効果的なユーザーについて調査・分析する。

（3）ブランド化の成功事例についての情報共有

県担当課は、伝統的工芸品産業の全般的な振興を行う。その際は、より効果的な支援を実施するため情報を収集しておく必要がある。

そのため、受託者は、伝統的工芸品、又はその他ブランド化の成功事例の詳細について組織内の知見の範囲で県担当課に情報提供を行う。

(4) 調査結果に関する報告

本業務の調査結果は、県内伝統的工芸品事業者にとっても非常に有益なものであることが想定される。そのため、実績報告に先行して委託期間終了の30日前までに県担当課に(1)、(2)の調査結果の報告を行う。県担当課はその結果を県内伝統的工芸品産業事業者に共有する。

(5) ブランド計画の策定

ブランドを市場に浸透させ、将来にわたる認知に繋げるためには、ブランディングにおいて十分な知見・経験等を有するパートナーとともに、実現可能な具体的な計画を立て実施していくことが重要となる。そのため、受託者は、(1)、(2)の調査結果及び、自身の知見・経験等を基に、県内伝統的工芸品のブランド計画を策定し、県担当課に提出する。なお、計画については、概要版(公表できる体裁であること)をPowerPoint等で作成のうえ、提出するものとし、計画の内容は以下の項目を基本的なものとする。

① 現状及び課題

((1)、(2)の調査を基に記載)

② めざすべき姿及び基本的な方向性

県内伝統的工芸品産業をどのように活性化していくか、「ブランドのめざすべき姿」(以下、「ブランドコンセプト」)を明確化するとともに、「ブランドコンセプト」を実現していくための取り組みの基本的な方向性を具体化する。

③ 具体的な取組計画

②に基づいて、「ブランドコンセプト」を実現するための具体的な取組を現状や課題を十分に考慮した上で取りまとめる。

※(1)～(5)の実施に当たっての留意事項

- 受託者は、以下の観点に留意し、委託業務の実施に当たっては、業務内容に捉われることなく、幅広く情報収集を行うこと。
- 調査結果は市場の動向等を十分に反映したものとすること。
- 調査にあたっては、必要に応じて伝統的工芸品事業者等にヒアリングを実施すること。
- (1)及び(2)にあたっては、それぞれの内容を踏まえた調査とすること。
- (4)の実施に当たっては、県内伝統的工芸品事業者に向けた報告資料であることに十分留意して、分かりやすい資料作成を心がけること。
- (5)の実施に当たっては、県担当課と十分に協議の上で進めること。
- (5)のブランド計画に関しては、2年計画とし、必ず「長野県らしさ」を入れたものとする。
- 本仕様書の業務内容以外にも、本委託業務の目的を実現する上で有効な調査等があれば、受託者は、県担当課へ積極的に提案を行い、県担当課と協議の上随時見直しを行うこと。

(6) 実績報告書の作成

(1)～(5)を踏まえ、委託期間終了までに報告書を作成する。作成に当たっては、以下に留意することとする。

- ・A4 10ページ以上で必要なページ数(様式任意)とし、様式第1号に添付し提出すること。
- ・業務を踏まえて本県伝統的工芸品特有の課題や目指すべき事業化のモデル等を取り纏めることにより、今後の本県伝統的工芸品産業振興施策の企画・立案に資する資料となるよう努めること。
- ・掲載内容の詳細については、県担当課と協議しながら決定していくこと。
- ・受託者は、県担当課が指定する日までに報告書を電子データ(PDF形式及びWord等の編集可能な形式)で県へ提出すること。
- ・報告書には、他者の所有権、著作権等の権利を侵害する可能性を有するものを権利保有者の許可なく掲載しないこと。
- ・本事業において発生した所有権、著作権等については、原則として県に帰属すること。
- ・報告書へ掲載する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 成果目標

受託者は、以下を達成目標として本委託業務を実施することとする。

- (1) ブランディングのための適切な調査結果を提供する
- (2) (1) の調査結果を十分に踏まえた適切なブランド計画を作成する

7 委託上限額

本事業の委託額の上限は、4,910,000円（税込）とする。

8 その他

- ア 本事業に係る収支内容を証する経理書類、総勘定元帳、現金出納簿、預金通帳等の会計書類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿（人件費を計上する場合に限る。）を整備し、少なくとも業務終了後5年間は保管すること。
- イ 本事業の会計書類は、他の会計書類と明確に区分し、その用途を明らかにしておくこと。
- ウ 本事業における委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる助成金等との併給はしないこと。
- エ 本業務の実施にあつては、必ず諸調整事項の窓口となる者を明確にし、県担当課に業務開始前に報告すること。
- オ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、その都度県担当課と協議することとする。
- カ 受託者は、本事業で知り得た県内企業等の情報について、その秘密を洩らし、又は盗用してはならない。本事業の委託契約期間の終了後も同様とする。

(様式第 1 号)

伝統的工芸品リブランディング事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

所在地
名 称
代表者

印

令和 2 年 月 日付の委託契約により実施した伝統的工芸品リブランディング事業委託業務が終了したので、委託契約書第 7 条の規定により別添のとおり報告します。

長野県内の伝統的工芸品産地

信州の伝統的工芸品

長野県内には、長い歴史の中で地域に育まれ、受け継がれてきた手づくりの伝統的な工芸品がたくさんあります。

経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の表示マーク「伝統マーク」です。県内では7品目が指定されています。

長野県知事が指定する伝統的工芸品の表示マークです。現在、21品目が指定されています。

長野県産業労働部
お問い合わせ先：
長野県産業労働部産業技術課 TEL.026-235-7132

No	指定区分	産地組合名	地域
1	国	木曾漆器工業協同組合	塩尻市他
2	国	長野県織物工業組合	松本市、上田市、飯田市 他
3	国	飯山仏壇事業協同組合	飯山市
4	国	松本家具工芸協同組合	松本市 他
5	国	内山紙協同組合	飯山市
6	国	南木曾ろくろ工芸協同組合	木曾郡南木曾町 他
7	国	信州打刃物工業協同組合	長野市信州新町、飯綱町、信濃町 他
8	県	奈良井曲物	塩尻市
9	県	蘭桧笠生産協同組合	木曾郡南木曾町
10	県	木祖村お六櫛組合	木曾郡木祖村
11	県	木曾木材工業協同組合	木曾郡木曾町、上松町、大桑村 他
12	県	長野県農民美術連合会	上田市、東御市
13	県	白樺工芸品	松本市 他
14	県	軽井沢彫製造販売組合	北佐久郡軽井沢町
15	県	秋山木工品加工組合	下水内郡栄村
16	県	横倉桐下駄振興会	下水内郡栄村
17	県	須賀川竹細工振興会 中社竹細工生産組合	長野市戸隠、上高井郡山ノ内町、伊那市
18	県	茅野市鋸組合	茅野市、諏訪郡原村、富士見町
19	県	長野県あけび蔓工芸組合	下高井郡野沢温泉村 他
20	県	長野県手描染色工芸協同組合	長野市、上田市、松本市、飯田市 他
21	県	辰野町龍溪硯振興会	上伊那郡辰野町
22	県	飯田水引協同組合	飯田市、下伊那郡 ほか
23	県	松代焼作陶会	長野市
24	県	栄村つぐら振興会	栄村
25	県	針葉樹家具開発研究会	松本市、安曇野市、朝日村、長野市、小諸市、伊那市、千曲市
26	県	小沼箒振興会	飯山市
27	県	長野県花火組合	長野県全県
28	県	長野県建具組合	長野県全県